



# 役員等報酬規程

社会福祉法人 海陽の会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海陽の会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情処理解決第三者委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。
- (2) 常勤役員等（原則として週4日以上当法人へ出勤する役員等）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 非常勤役員等（常勤役員等以外の役員等）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (役員等の報酬等の総額)

第3条 当法人定款第21条に規定する評議員会において別に定める総額は、4,000,000円とする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人海陽の会旅費規程に基づき、当該旅費規程において役員の旅費等として規定している金額を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人海陽の会旅費規程に基づき、当該旅費規程において役員の旅費等として規定している金額を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は別表に定める額を除き支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等及び非常勤役員等に対する報酬は、原則として、会議に出席等した都度、現金で支給する。ただし、本人の同意を得れば、会議等終了後遅滞なく、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、役員総額の見直しにより平成30年11月14日（臨時評議員会で承認された日）より施行する

附 則 この規程は、第4条の一部見直しにより令和1年6月22日（平成30年度に関する定時評議員会で承認された日）より施行する。ただし、第4条については、平成30年4月1日に遡及して適用することとする。

附 則 この規程は、令和1年10月16日から施行する。

附 則 この規程は、役員報酬総額の見直しと別表の変更を行い、令和2年12月17日（臨時評議員会で承認された日）より施行する

附 則 この規定は、第4条の一部見直しにより令和1年6月22日（平成30年度に関する定時評議員会で承認された日）より施行する。ただし、第4条については、平成30年4月1日に遡<sup>とどろ</sup>及して適用することとする。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 173,000 円
理 事	月額 173,000 円

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円/1 回
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1,000～8,000 円

※法人・施設業務のための出勤については、1時間あたり1,000円を計算の基準とし、上限を8,000円とする。

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000 円/1 回
上記の他、法人・施設業務のための監事監査指導報酬	5,000～40,000 円

※法人・施設業務のための監事監査指導報酬については、1時間あたり5,000円を計算の基準とし、上限を40,000円とする。

(3) 苦情処理解決第三者委員会

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円/1 回
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円/1 回

別表（役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円
決議の省略時に文書決済を実施した場合（1回の決議の省略を行った評議員会あたり）	2,500円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円
決議の省略時に文書決済を実施した場合（1回の決議の省略を行った理事会あたり）	2,500円

（3）監事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
監事監査への出席	40,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円
決議の省略時に文書決済を実施した場合（1回の決議の省略を行った理事会あたり）	2,500円

（4）評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円
決議の省略時に文書決済を実施した場合（1回の決議の省略を行った評議員選任・解任委員会あたり）	2,500円

（5）苦情処理解決第三者委員会委員

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円